

令和3年 第4回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和3年3月11日(木)			
招集の場所	時津町役場本庁舎4階大会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和3年3月11日(木)午後1時30分		
	閉 議	令和3年3月11日(木)午後2時32分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	帶山 保磨	教育総務課長	栗山 浩毅
	学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第3回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第6号 B & G海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

議案第7号 令和3年度時津町教育委員会の努力目標について

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和3年第4回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第3回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第3回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和3年第3回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「はい。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和3年第3回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和3年2月24日から令和3年3月10日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 吉田教育委員

3月9日の日本郵便との包括的連携協定とはどのような内容ですか。

○ 相川教育長

時津町と日本郵便が連携して、高齢者及び児童生徒の安全安心の見守り等を行う協定です。

日本郵便株式会社からは、西彼郵便局局長、時津新開局局長、時津郵便局局長、九州支社長崎県本部本部長、長崎県南部地区連絡会統括局長が来庁されました。

○ 吉田教育委員

ありがとうございました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告3号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本案について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第5号、専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)の件を議題とします。

お諮りします。議案第5号、専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第5号は秘密会で議事進行することに決しました。
議案第5号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第6号 B&G海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第6号、B&G海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についての件を議題とします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

○ 蒔添社会教育課長

それでは、議案第6号、B&G海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

まず、改正に至った経緯ですが、B&G海洋センターでは、例年6月から9月にプールを開放しておりますが、その際に利用者の安全管理やプールの衛生管理、清掃業務等を行うために、プール監視員を雇用しております。

このプール監視員を雇用するため「B&G海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱」を令和元年12月に制定し、プール監視員の設置及び勤務条件等に関し、必要な事項を定めております。

この要綱の第8条第3項に「社会教育課長は、日曜日から土曜日までのうち週休日を除き、午前9時30分から午後9時までの間で、1週間につき19時間30分以下の勤務を割り振る。」こととしております。

ところが、時津町B&G海洋センター管理運営規則第2条において、プールの使用時間は、午前9時30分から午後9時までとしているため、現状の勤務時間のままでは、昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒をはじめ、プール清掃や水質確認などのプール利用開始のための事前準備を行うことが困難となります。

したがって、プール監視員が準備作業を行う時間を考慮し、現在の勤務開始時刻の9時30分を午前9時15分に変更するものでございます。

なお、この告示は、令和3年4月1日からの適用となります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 宮原教育委員

通常の業務から15分早めるということは、作業が増えたとのことだと思いますが、具体的にどんな作業が増えたのですか。

○ 蒔添社会教育課長

大きく作業が増えたという事だけではなく、今まで、監視員の方の好意で早く来て準備をしていただいていたので、現状に合わせ15分繰り上げたという事です。

○ 宮原教育委員

実態に合わせたという事ですネ。

○ 蒔添社会教育課長

はい。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第6号、B&G海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についての件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第7号 令和3年度時津町教育委員会の努力目標について

○ 相川教育長

続きまして、議案第7号、令和3年度時津町教育委員会の努力目標についての件を議題とします。

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

○ 栗山教育総務課長

それでは、議案第7号、令和3年度時津町教育委員会の努力目標についてご説明いたします。

今回、教育委員会において令和3年度の努力目標を作成いたしましたので、議案として提出するものです。資料をご覧ください。

令和3年度時津町教育委員会努力目標の主な内容につきまして、各課から順次ご説明いたします。

まず、教育総務関係になります。

1. 教育委員会の適切な運営の(1)教育委員会の適切な運営の②としまして、住民に対して開かれた教育行政を推進するため、ホームページや広報紙を活用した教育情報の公表に取り組みます。現在、教育委員会点検・評価報告書やこの会議の議事録の公表を行っていますが、その他に、例えば学校訪問といった具体的な取組についても情報発信していきたいと考えています。

2. 安全・安心でのびのびと学習できる教育環境の整備の(1)学校施設・設備の整備充実の③としまして、児童生徒に安全・安心な給食を提供できるよう、学校給食センターの建設に取り組みます。現在の状況としましては、日並郷の第10工区埋立地を建設用地として既に購入しており、基本設計と地質調査を実施しているところです。今後、令和3年度には実施設計に入り、令和6年4月の供用開始を目指し取り組んでまいります。

3. 就学支援・青少年の健全育成活動の充実・促進の(1)就学援助及び奨学資金貸付制度の適切な運用の①としまして、新型コロナウイルスの影響により経済状況が悪化する中、必要な方に制度を活用していただけるよう広く周知に努めてまいります。

教育総務課は以上でございます

○ 帯山学校教育課長

学校教育課では、「1将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進」として7つの目標を挙げています。

(1) 確かな学力の向上

国や県、町独自の学力調査を利用して、学力の検証による課題への取り組みにより、学力の向上を図ります。

また、ALTの活用や長崎外国語大学との連携による英語力の向上に取り組めます。

(2) 豊かな心の育成

道徳教育にたずさわる教職員の研修、また、朝の読書や家読(うちどく)など読書の推進により子供たちの感性を磨くことなどに取り組めます。

(3) 健やかな体を育む健康教育の推進

学校の授業はもとより、家庭内における生活習慣について、テレビやゲームといったスクリーンタイムの適正化、朝ご飯を食べること、睡眠時間の確保などについて、「進んで学ぶ時津っ子」を活用して取り組みます。

(4) 学習機会均等の確保

特別支援教育の子どもたちや学校にいけない子どもたちに対する指導や人的・物的な学習環境の充実に努めます。

(5) 教職員の資質向上

指導主事や学校経営指導員による学校訪問の機会の増加を図り、また研究授業を通じて、教職員の資質の向上を図ります。

(6) 安全安心な学校づくりの推進

定期的に学校の危機管理マニュアルの見直しへの指導や「町交通安全プログラム」により通学路等の安全確保に関係部署と連携して取り組みます。

(7) 地域と共にある学校づくりと家庭・学校・地域等との連携の充実

地域のと行事を通じた交流や学校からの情報発信に努め、また、学校運営協議会の拡大を図り地域に根差した特殊ある学校づくりに努めます。

以上で説明を終わります。

○ 蒔添社会教育課長

それでは、議案第7号、令和3年度時津町教育委員会の努力目標の社会教育関係についてご説明いたします。

1. 学校・家庭・地域が連携・協働する地域づくりの推進ですが、まず、家庭教育支援の推進では、これまで実施しております「のびのび倶楽部」「すくすく倶楽部」を引き続き開催し、子育て支援を図るとともに、「エンジョイ・パパママ事業」において、令和3年度から野田地区においても事業を実施し、元村・左底地区とともに地域と連携した家庭教育力の向上を目指したいと考えております。

また、PTAと連携し「ながさきファミリープログラム」を活用した家庭教育学級を積極的に行いたいと考えております。

2. 生涯を通じて学び続けることができる環境づくりの推進では、生涯学習活動の推進として、引き続き「五つのしおり」の啓発、推進に努め、公民館やコミュニティセンター等において各種教室や夏休み子ども教室を行い、子どもから高齢者までライフステージに合わせた学習機会の提供を行います。

読書活動の推進では、「第三次時津町子ども読書活動推進計画」に基づき、家読（うちどく）の普及・啓発に努めます。

3. 郷土を愛し、健康な生活を育むための文化・スポーツ活動の推進では、改修後の茶屋（本陣）を積極的に活用し、更なる周知・啓発を図っていきたいと思います。併せて、町内に存在する史跡・文化資産を保護活用する方策を見出すため、文化財保護審議会を定期的に開催したいと考えております。

また、芸術・文化の振興のため、とぎつカナリーホールを文化の拠点として、町民が優れた芸術・文化に親しむ場を提供します。併せて、文化活動の活性化や町文化協会への支援を行いたいと思います。

生涯スポーツレクリエーション活動の推進においては、改修された海洋センター艇庫を更に活用し、子どもから高齢者まで親しめる教室等を開催し海洋性スポーツの普及振興を図り、併せて海洋クラブの育成に努めます。

また、海洋センターアリーナ等を活用した各種健康スポーツ教室を開催し、町民の健康増進を図るとともに、新たに増築しました多目的スペースで幼児期からの運動、遊びに親しむ習慣づくりや児童・生徒の体力向上に重点を置いた教室を開催し、施設の有効活用と利用促進に努めます。

そして、子どもたちがスポーツで体をつくり、健やかな毎日を過ごしていくため指導者が安全かつ適切な指導・サポートをできるよう、指導者研修会を開催し指導者の育成に努めます。

以上で、説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 川崎教育委員

これは、教育大綱・教育振興基本計画に基づいた1年目の努力目標と位置付けてよろしいですか。

○ 栗山教育総務課長

この努力目標は、教育大綱・教育振興基本計画に基づき、来年度の予算等を踏まえ、各課1年目の目標を具体的に記載しております。

○ 川崎教育委員

5か年計画では数値目標が掲げてありましたが、努力目標に数値目標が記載されていないのは、どうしてですか。

○ 栗山教育総務課長

教育振興基本計画は、令和3年度から5か年かけての計画ですので数値目標を設けておりますが、努力目標につきましては、1年ごとの具体的な各課の計画を掲載しているだけで、数値目標は設けていません。

○ 川崎教育委員

1年ごとの目標の意気込みが、数値目標に出てくるものと思いますし、その事業の進捗状況がわかるようにした方がよいのではないかと考えています。

○ 松園教育次長

毎年、翌年の8月に「点検評価報告」で事業の進捗状況を報告させていただいております。

○ 川崎教育委員

数字を持って、その後の対応等を考えていく必要があるのではないかと考えています。

○ 松園教育次長

令和3年度の努力目標について、数値化できるものは検討します。

○ 相川教育長

努力目標として記載している項目は、100%実施の覚悟で行っていきます。

数値目標を出すことができる項目は、目標値を出すよう努めてまいります。

他にありませんか。

○ 宮原教育委員

総合教育会議の法的位置づけはありますか。

○ 松園教育次長

あります。

○ 相川教育長

必ずではありませんが、町長の求めによりということで、努力義務として位置づけはあります。

○ 吉田教育委員

努力目標の支援の詳しい内容は、教育振興基本計画を見ればよいという事ですね。

○ 松園教育次長

はい。また、どういった事をしたかについては、点検評価報告を確認いただければと思います。

○ 相川教育長

他にありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第7号、令和3年度時津町教育委員会の努力目標についての件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本案について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第4回時津町教育委員会会議を閉会します。